

令和6年3月 求職者支援訓練実施スケジュール(開講コース別)

【令和6年3月22日(金) 開講コース】

- 申請書受付期間：12月4日(月) ～ 12月15日(金) (最終日のみ12:00まで) ※申請の際は事前にご予約ください。 ■ 認定予定日：1月17日(水)
- 受講生募集期間：1月26日(金) ～ 2月26日(月) ■ 中止決定期間：2月27日(火) ～ 3月5日(火)

- 選考日：3月6日(水) ■ 選考結果発送日：3月11日(月) ■ 繰上合格期限：3月18日(月)
- 申請説明会：11月24日(金) ※申請を検討している機関が対象 ■ 実施説明会：1月23日(火) ※認定された機関が対象 **※説明会は延期または中止の可能性があります。**

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
11月	水	木	祝	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	祝	金	土	日	月	火	水	木	金	
12月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
1月	休	休	休	木	金	土	日	祝	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
2月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	祝	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
3月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	祝	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	

様式1号	訓練期間は訓練終了日が 2024(令和6)年5月21日 ～ 2024(令和6)年7月21日 の期間内であること。(基礎コース) 2024(令和6)年6月21日 ～ 2024(令和6)年9月21日 の期間内であること。(実践コース) 2024(令和6)年5月21日 ～ 2024(令和6)年9月21日 の期間内であること。(eラーニングコース) ※実践コースについては短期間・短時間訓練のコース設定が可能な場合があります。詳細は支部までお問い合わせください。
様式4号	同等の内容の訓練の実績は終了日が 2021(令和3)年3月22日 ～ 2024(令和6)年3月21日 の期間内であること。
様式6号	特定単位期間は 2ヶ月目です。
様式14号	雇用保険適用就職率の適用日が 2022(令和4)年12月1日 ～ 2023(令和5)年12月4日 の期間内であること。 ※受講者アンケート評価の3コースについても上記と同様です。
職業訓練サービス ガイドライン自己診断表	申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から受付開始日(※)までに自己診断表を作成して検証等を行っていること。 (※) 2022(令和4)年12月1日 ～ 2023(令和5)年12月4日 同一年度に開講する訓練科で既に一度提出した内容であれば省略することができますが、上記期間外のものについては加算致しませんのでご注意ください。

●ハローワーク来所日

日別計画表(認定様式第6号)のハローワーク来所予定日を計画する際は、申請される対象月の指定来所日のパターンを①～③グループの中から選択して計画を行ってください。
また、選択したグループの番号を日別計画表(認定様式第6号)の「ハローワーク来所予定表」の「備考」欄に記入してください。
【注意】 選択された指定来所日は変更していただく場合がありますので、予めご了承ください。

対象月	開講日	支給単位期間	指定来所日					
			グループ	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
3月開講 コース	3月22日(金)	22日～21日	①	4月25日(木)	5月29日(水)	6月24日(月)	7月25日(木)	8月23日(金)
			②	4月26日(金)	5月30日(木)	6月25日(火)	7月26日(金)	8月26日(月)
			③	4月30日(火)	5月31日(金)	6月26日(水)	7月29日(月)	8月27日(火)

●申請にあたってのお願い

- (1)申請の際は、HPIに掲載している「認定基準」、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するにあたっての留意事項」、「記入例」等をご確認ください。
- (2)新規にカリキュラムを作成される場合は、HPIに掲載している「カリキュラム作成ナビ」、「カリキュラム作成にあたっての留意事項」等をご確認いただき、申請書の受付期間以前に、福岡支部にご相談いただくことをお勧めいたします。
- (3)申請受付期間をすぎて申請があった場合は受け付けることができません。また、申請書の受付期間の末日までに申請書類に不備がある場合、申請書を受理することができません。
- (4)定員を超えた申請があった場合には、HPIに掲載している「選定方法」に基づき、選定を行います。選定の結果、認定されない場合があります。

※現時点での予定であるため、変更する場合があります。